平成３０年（フ）第１９号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前80番地１　レオパレスＥＰ３　201号
債務者　宮崎　浩史
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２号
三重県松阪市宮町29番地１　宮町団地１棟１号
債務者　西川　正子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１０８号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１　９棟101号
債務者　茶屋　　満
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１８５号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口50番地の１　エスポワール211号、前住所京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地　１棟108号
債務者　瀧田　嘉明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
京都市左京区高野西開町48番地２　リバーサイド高野201号
債務者　本田　義樹
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
堺市堺区榎元町４丁５番30号　シティコーポノア305号
債務者　坪田　典子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６６号
大阪府羽曳野市向野510番地の１
債務者　東浦　順子（旧姓橋野）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁235番地　ハイムＳＳ105号
債務者　川渕　藤壽
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
大阪府富田林市須賀２丁目17番11―106号
債務者　岩垣　隆士
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
堺市堺区石津町１丁１番５―106号
債務者　井出　美幸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
堺市堺区南庄町２丁１番27―502号
債務者　前田　美子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
高知市西秦泉寺429番地１　徳屋マンション307号
債務者　土田　可苗
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
高知県香美市土佐山田町百石町２丁目１番50号　ネチズン山田４－６号室
債務者　鵜篭　佑介
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８号
高知市朝倉東町18番11号
債務者　田村千恵美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２６号
高知市北本町２丁目４番８号　ホテルロスイン高知8002
債務者　丸山　亮太
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３１号
高知市大津乙272番地１　岡村マンション４Ｃ
債務者　前野　敦子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９３号
熊本県上天草市大矢野町登立1195番地１
債務者　山下　仁夫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係